



心理職のための産業保健入門

編著：小山文彦 発行：金剛出版 定価：3,080円(税込)

本書は、“はじめに”で述べられているが、産業保健の世界に足を踏み込んだ心理職が、迷わずに目的地にたどりつくための地図の役割を果たしている。本書を紐解いたとき、医療現場から産業現場へ転じた頃の事が、走馬灯のように蘇った。当時、心理職の役割は相談室（健康管理室等）での不応社員への支援であったこと、私は勤労部スタッフとして産業保健へ関わることが求められたこと、そのため産業心理職のモデル探しや“道しるべ”を模索し、学会等で先生方の講演・討論に耳を傾けた日々が思い出された。あのときに本書のような入門書があったならばとの想いを深めた。

本文は、心理臨床と産業保健の違いの解説に始まり、

心理職が企業組織に臨床心理学的知識とスキルを発揮し、組織や従業員の活性化を支援するために必要な労働衛生の基本的法律や労働行政の具体的内容を詳述。さらに、他職種や企業組織との連携の実際について、現場に関わる産業医、保健師、心理職、社会保険労務士が平易に解説している。用語や概念がコラムとして簡単にまとめられているのも嬉しい。産業保健に関わる初心者にとって、労働衛生活動を俯瞰すると同時に、実務に即した学びが期待できよう。

なお、大学教育で産業保健を学ぶ際のテキストとしても、今後活用されることが望まれる1冊である。

もりさき みなこ
森崎 美奈子

(一般社団法人日本産業心理職協会 代表理事/
京都文教大学 客員教授)

情報スクランブル Scramble

厚生労働省から 建設アスベスト給付金法が1月19日に施行

令和4年1月14日、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定された。

昨年6月9日の通常国会で成立した「建設アスベスト給付金法」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）については、認定審査会関係や基金の設置関係等、一部の規定は昨年12月1日から施行されていたが、本政令により、給付金の支給に関する規定等のすべての規定が本年1月19日より完全施行されることとなった。

これにあわせて、「建設アスベスト給付金制度の概要」（パンフレット）等が、厚生労働省・建設アスベスト給付金制度の特設ページ内に掲載された。

本政令の主な概要は以下の通り。

●特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令以下の規定（法附則第1条本文の規定）について、施行期日を令和4年1月19日と定める。

- ・第1章（総則）
- ・第2章（給付金等の支給）
- ・第4章（雑則）

※昨年12月1日より施行されているもの（基金の設置等）を除く。

詳細については以下のURLより

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23325.html

「産業保健21」108号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

右記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

※このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/2039/Default.asp>

問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課